

第 34 回 参議院契約監視委員会 定例会議議事概要

開催日	平成 29 年 11 月 7 日		
場所	参議院第二別館東棟 東 401 会議室		
出席委員氏名	委員長	木下 哲 (公認会計士)	
	委員	藤田 晶子 (明治学院大学経済学部 教授)	
	委員	関口 智 (立教大学経済学部 教授)	
審査対象期間	平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日		
抽出案件	5 件		
一般競争入札	4 件	契約件名	麴町議員宿舎東西棟議員室電気設備改修工事(17)
		契約相手方	株式会社サンテック
		契約金額	204,120,000 円
		契約締結日	平成 29 年 6 月 27 日
	4 件	契約件名	第二別館ほか電力設備点検保守
		契約相手方	近鉄ビルサービス株式会社
		契約金額	114,998,400 円
		契約締結日	平成 29 年 6 月 30 日
	4 件	契約件名	平成 29 年度侵入検査装置及びパケット分析装置の運用業務
		契約相手方	東芝 IT サービス株式会社
		契約金額	11,923,200 円
		契約締結日	平成 29 年 4 月 3 日
		契約件名	次期参議院インターネット審議中継システムに係る基本的調査業務
4 件	契約相手方	株式会社情報通信総合研究所	
	契約金額	8,208,000 円	
	契約締結日	平成 29 年 4 月 3 日	
	契約件名	本館ほか電力設備運転監視等業務	
随意契約	1 件	契約相手方	近鉄ビルサービス株式会社
		契約金額	3,110,400 円
		契約締結日	平成 29 年 4 月 3 日
		契約件名	本館ほか電力設備運転監視等業務

委員からの意見 ・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	(対象契約は妥当なものと認められた。)	

意見・質問	回答
<p><b>1. 報告事項</b></p> <p>岡崎副部長から、審議対象事案について次の報告があった。</p> <p>(1) 入札及び契約方式別の状況について</p> <p>(2) 1者応札・1者応募の状況及び聴取調査について</p> <p>営繕課及び電気施設課分に10件、会計課分に17件の該当があった。</p> <p>(3) 指名停止の運用状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p>(4) 談合状況への対応状況について</p> <p>該当がなかった。</p> <p><b>2. 抽出結果の報告</b></p> <p>抽出委員の藤田委員から、審議対象期間に締結した119件の契約のうち、一般競争入札から4件、随意契約から1件、それぞれ抽出した旨報告があった。</p> <p>また、各事案の抽出理由について、次のとおり説明があった。</p> <p><b>【抽出事案】</b></p> <p><b>A. 麴町議員宿舎東西棟議員室電気設備改修工事(17)</b> 一般競争入札方式(総合評価) [工事]</p> <p><b>B. 第二別館ほか電力設備点検保守</b> 一般競争入札方式(最低価格) [役務]</p> <p><b>C. 本館ほか電力設備運転監視等業務</b> 随意契約方式(特命) [役務]</p> <p><b>D. 平成29年度侵入検査装置及びパケット分析装置の運用業務</b> 一般競争入札方式(最低価格) [役務]</p> <p><b>E. 次期参議院インターネット審議中継システムに係る基本的調査業務</b> 一般競争入札方式(最低価格) [役務]</p>	

事案Aは、業務の特殊性がないにも関わらず1者応札・1者応募案件であること及び複数年度契約であることに着目し、「低入札価格調査の内容」等についてそれぞれ検討する。

事案B及びCは、当初の入札が不落不調となり、やむなく事案Cについて随意契約としたこと等について検討する。

事案Dは、当初の入札が不落不調となり、再度公告を行ったものの、現行業者の1者応札・1者応募案件であることに着目し、「契約先が固定されていないか」及び「過去の入札実績」等についてそれぞれ検討する。

事案Eは、調査業務であること及び低入札価格調査の対象であることに着目し、「契約方式の妥当性」等について検討する。

### 3. 抽出事案の審議

#### A. 麴町議員宿舎東西棟議員室電気設備改修工事(17)

一般競争入札方式(総合評価) [工事]

- ① 本工事は、基本的には特殊な技術等は求められていないという理解でよいか。
- ② 複数年度にわたる工事期間となっている理由について説明されたい。
- ③ 「主任技術者の配置が困難」という1者応札の聴取調査を受けて、競争参加資格条件の緩和について検討することのだが、具体的な対応策があるのか。

その通りである。

居住中の工事となるため、生活になるべく支障を来さないよう春秋にエアコン改修工事を行い、密接不可分な電源の工事も同時に行うため、2年2ヶ月と長い工期となってしまったためである。

内部で事前に検討会を開き検討しているが、通常の電気工事業者であれば広く該当する条件である。本件については、これ以上の緩和は困難と考える。また、工期が長い割には金額が少ない工事のため、技術者を常駐配置することが難しい、と複数の回答があり、やむを得ない部分もあると考える。

<p>④ 1者応札・1者応募となった場合、「競争参加資格条件の緩和の検討」等の対応策を、次回以降の個別の入札に活かすプロセスはあるのか。</p> <p>⑤ 本事案は、1者応札案件であるが、低入札価格調査の対象となっている。報告書によると、全国規模で資材を集中購入することにより購入価格を下げる事ができたところが、通常よく起こる事象なのか。</p>	<p>同一内容の工事は一つもなく、条件設定も案件毎に全て異なってくる。その中で絶えず検討しながら少しでも参入業者が増えるような条件緩和を含めて検討している。</p> <p>今回に限って資材を安価で調達できたとのことであり、毎回この値段で調達できるわけではないと聞いている。</p>
<p><b>B. 第二別館ほか電力設備点検保守 一般競争入札方式（最低価格）〔役務〕</b></p> <p><b>C. 本館ほか電力設備運転監視等業務 随意契約方式（特命）〔役務〕</b></p>	
<p>① 本事案B及びCは、平成28年度まで単年度で契約し、平成29年度から、コスト削減のために3年の複数年度の契約としたが、一回目の入札は不調となり、やむを得ず事案Cについて短期で特命随意契約を締結したという理解でよいか。</p>	<p>その通りである。</p>
<p>② 国庫債務負担行為が認められ、複数年度で調達を行う場合、予算枠に収める必要があるのか。</p>	<p>複数年度契約は、応札者側にとって応札の経費を削減できること、業務の継続性を確保できること等のメリットがある。反面、予定価格の弾力性に欠けるデメリットがある。なお、国庫債務負担行為の予算枠に収めることは前提条件である。</p>
<p>③ 複数年度契約は、メリットとデメリットがあるということだが、今回この結果を踏まえて、今後についてどのように考えているのか。</p>	<p>個別に精査していきたい。この業務について複数年度が良いのか、従来どおり単年度が良いのか、次の案件まで時間があるので検討したい。</p>

**D. 平成29年度侵入検査装置及びパケット分析装置の運用業務**  
一般競争入札方式（最低価格）〔役務〕

- ① 本業務を複数の業者が行うことはセキュリティ上好ましくない、つまり実質1者で行った方が良いということであるが、毎回入札する理由は何か。
- ② 当初不調となった契約が、平成29年度から平成30年度の2カ年での調達を目指した理由は何か。
- ③ この機器の運用が続く間は、1者応札が続くように見受けられるが、対応策は考えているのか。
- ④ 1者応札の聴取調査表では、対応策として公告期間の延長等を挙げているが、具体的に説明されたい。

**E. 次期参議院インターネット審議中継システムに係る基本的調査業務**  
一般競争入札方式（最低価格）〔役務〕

- ① 本事案は調査業務のため物品等の調達とは性質が異なり、その成果物の質は業者によって相当左右される案件かと懸念する。契約方式を価格競争としたことについて、説明されたい。

初回の平成26年度当初から複数年度の契約を検討したが、セキュリティアタックにより運用内容が変わることが想定され、複数年度は難しいとの見解に至った。実際、平成26年度から28年度まで仕様書を変更して運用していた。

当初の調達期間の平成29年度から平成30年度については、運用内容が変わらない見込みだったため、複数年度の契約を目指したところである。

今後の機器の更新時に議員会館LANシステムと一括で調達することを検討している。その場合は、競争性を確保できると考えている。

公告期間を延ばすことにより、国及び本院での履行実績を得たい業者の応札も考えられる。したがって、公告期間を延ばすことは、無意味ではないと考えている。

総合評価方式ではなく、最低価格落札方式を採用した理由については2点ある。1点目は、本件が一般的な動画配信システムについての調査であり、調査項目を仕様書において、詳細かつ明確に示しているため、業者の創意工夫の度合いで調査結果に相当程度の差異が生じるものではないという点である。2点目は、業者の技術力は、実績及び資格要件を競争参加資格として適切に定めること

<p>② 事前見積書はどのタイミングで徴取するのか。</p> <p>③ 応札する業者の事前見積書の金額にかなり差がある理由は何か。</p> <p>④ 仕様書で調査項目を明確にしているとのことだが、エンジニアは何人と指定しているわけではない。業務の質は担保されるのか。</p>	<p>で、担保できるという点である。</p> <p>また、参議院インターネット審議中継システムは過去何回も更改しており、本件は新たにシステムを作り上げる等の創意工夫は求めていないため、会計法規の原則どおり、最低価格落札方式を選択した。</p> <p>入札公告において、入札期日より前に提出させる書類を示しており、作業体制表及び競争参加資格が確認できる書類等、必要な書類とともに提出させる。</p> <p>各業者の想定する人工の差であると考えられる。</p> <p>業者としての要件を定め、作業に従事する者、担当者、作業責任者それぞれに実績要件、資格要件を定めて、質を担保できるようにした。</p>
---	--